

野々市市監査公表第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により、野々市市監査基準（令和6年野々市市監査委員告示第1号）に準拠し実施した財政援助団体等監査の結果に関する報告を別紙のとおり決定したので、同条第9項の規定により公表する。

令和7年3月25日

野々市市監査委員 東 田 敏 彦

野々市市監査委員 中 村 義 彦

令和6年度 財政援助団体等監査結果報告書

1 監査の対象

令和5年度に財政援助を行った団体のうち、次の団体に対する補助金について監査を実施した。

| 監査対象団体 | 補助金の名称 | 所管部課 |
|-----------|--------------------|-----------------|
| 第1すがはらクラブ | 野々市市放課後児童健全育成事業補助金 | 健康福祉部 子育て支援課 |
| 第2すがはらクラブ | | |
| 第3すがはらクラブ | | |
| 第4すがはらクラブ | | |

2 監査の期間

令和6年12月6日から令和7年1月20日まで

3 監査の実施場所

第3すがはらクラブ 保育室

4 監査の執行者

監査委員 東田 敏彦

監査委員 中村 義彦

5 監査の範囲

令和5年度に執行された事業、会計経理等について。

また、令和5年度に野々市市から交付された第1すがはらクラブ、第2すがはらクラブ、第3すがはらクラブ、第4すがはらクラブの補助金に係る出納及びその他出納に関連した事務の執行状況について。

6 監査の着眼点

(1)「補助金等の交付団体」

- ア. 補助事業は目的に沿って適正かつ効率的に執行しているか。
- イ. 補助金に係る会計経理は適正に行われているか。
- ウ. 補助金等の算定は適正に行われているか。
- エ. 資金を他に流用または不正に使用していないか。
- オ. 出納関係帳票等の整備及び記帳は適正になされているか。
また、領収書等の証拠書類の整備及び保存は適切か。
- カ. 現金や預金通帳、銀行印等の管理体制は適切か。
- キ. 決算報告書に誤りはないか。

(2) 「補助金等の交付団体の所管課」

- ア. 交付申請の手続きは適正に行われているか。
- イ. 交付決定の手続きは適正に行われているか。
- ウ. 交付手続き及び会計経理は適正に行われているか。
- エ. 交付確定の手続きは適正に行われているか。
- オ. 交付基準は合理的で統一性のあるものとなっているか。
- カ. 団体に対する指導監督は適正に行われているか。

7 監査の方法

着眼点を主眼として、監査資料の提出を求め、関係諸帳簿等を調査・照合し、必要に応じて担当者へ聞き取りを行ったほか、監査対象団体に出向き、所管課同席のもと、各団体の責任者より補助金に係る出納その他の事務事業の執行について説明を受け、質疑応答による監査を実施した。

8 監査対象団体の概要

第1すがはらクラブ、第2すがはらクラブ、第3すがはらクラブ、第4すがはらクラブは、小学校に就学している児童であって、保護者が労働等により昼間家庭にいないものにつき、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊び及び生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって当該児童の健全な育成を図ることを目的とし、設立された。

| 監査対象団体 | 所在地 |
|-----------|-------------------|
| 第1すがはらクラブ | 野々市市菅原町 20 番 42 号 |
| 第2すがはらクラブ | |
| 第3すがはらクラブ | |
| 第4すがはらクラブ | 野々市市矢作三丁目 3 番地 |

9 補助金の概要

監査の対象となる野々市市放課後児童健全育成事業補助金は、児童福祉法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業に要する経費に対する運営の支援を目的に交付されている。

野々市市放課後児童健全育成事業補助金(令和5年度の交付状況)

| 監査対象団体 | 補助金額 |
|-----------|--------------|
| 第1すがはらクラブ | 9,772,167 円 |
| 第2すがはらクラブ | 11,852,086 円 |
| 第3すがはらクラブ | 10,884,241 円 |
| 第4すがはらクラブ | 9,658,416 円 |

10 監査の結果

補助金に係る出納その他の事務の執行については、補助金の目的に沿って概ね適正に執行されているものと認められた。

11 総括

- ・ 放課後学童クラブは放課後の子供たちの居場所として大変重要な場所であるので、今後とも、保護者、職員の皆様には、子供たちの安全安心のためにご尽力をお願いしたい。
- ・ 所管課である市子育て支援課は、放課後学童クラブの指導育成という面で、積極的に関わりを持ち、事業の推進に力を入れていただきたい。
- ・ 補助金の制度が複雑化しているため、市内の放課後児童クラブに向け、市子育て支援課が補助金のマニュアルを作成し、作成の際には保護者運営の放課後児童クラブであっても補助金の制度が理解できる内容としていただきたい。
- ・ 令和5年度の各クラブの決算において、第1すがはらクラブ、第2すがはらクラブ、第3すがはらクラブでは単年度収支が赤字となっている。市より補助金を受け、運用をしていることから、放課後児童クラブの存続を念頭に置き、健全な経営状況に向けた改善に取り組んでいただきたい。